

# 青森県報

第三千五百七十二号

平成二十四年

八月一日

(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による施術者の指定

(健康福祉課) 一

基本測量の実施

(政策課) 一  
(監理課) 一

### 公告

大規模小売店舗の変更の届出

(商工政策課) 一

右 同

(同) 三

右 同

(同) 四

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

(同) 四

空間放射線測定器の購入に係る一般競争入札

(会計管理課) 五

可搬型放射線測定器の購入に係る一般競争入札

(同) 六

## 告示

青森県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	千葉 健一	住所	黒石市鍛冶町六一	指定年月日	平成二十四年八月一日
----	-------	----	----------	-------	------------

青森県告示第六百八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基準点測量）

二 作業期間

平成二十四年八月十三日から平成二十五年三月十五日まで

三 作業地域

五所川原市

## 公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

		二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名			
	変更前	変更後	変更後	年月日	年月日
	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	イオンタウン平賀 平川市小和森上松岡一九三の一 外	平成 三〇・五・二六	平成 三〇・五・二六
		三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名			
	変更前	変更後	変更後	年月日	年月日
	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 石黒靖規	平成 三〇・五・二六	平成 三〇・五・二六
		株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 松井博史	株式会社サンワード 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	三〇・五・二六	三〇・五・二六
		株式会社ヨコキチ 秋田県大館市字大町六八 代表取締役 横井伸一	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	三〇・五・二六	三〇・五・二六
		株式会社IC NET 山形県寒河江市本町二丁目八の三 代表取締役 最上修	株式会社WING 平川市吹上高田九四の六 代表取締役 岩淵貴之	三〇・五・二六	三〇・五・二六
		有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤豊一郎	株式会社Don Don Up 岩手県盛岡市菜園一丁目三の六 代表取締役 岡本昭史	三〇・五・二六	三〇・五・二六
			坪田修 黒石市ぐみの木三丁目一の三	三〇・五・二六	三〇・五・二六
			株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合宏光	三〇・五・二六	三〇・五・二六
			株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	三〇・五・二六	三〇・五・二六

四 届出年月日 平成二十四年七月九日						
五 届出書の縦覧 場 所 青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所						
期 間 平成二十四年八月一日から同年十二月一日まで						
時 間 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。						

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十二月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三の二 代表取締役 伊藤直彦	変 更 後	日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八 代表取締役 小林正明	変更 年月日	平成 三三・二・四 (住所) 三・六・八 (代表者 の氏名)
-------	---	-------	---	-----------	---

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の一 代表取締役 前田勝敏	変 更 後	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更 年月日	平成 三三・六一五 (住所) 三・三・一 (代表者 の氏名)
-------	--	-------	--	-----------	---

四 届出年月日

平成二十四年七月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年八月一日から同年十二月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十二月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イ オンタウン平賀  
平川市小和森上松岡一九三の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五  
代表取締役 宮地邦明  
ホーマック株式会社  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一  
代表取締役 石黒靖規
- 三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗株式会社 （ただし、年間十日間は午前八時、年間閉店時刻は午前六時）	平成二十四・七・二〇
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駅前八時三十分（ただし、年間三十日間）は午前七時三十分、年間三十日間から翌午前八時三十分まで 駅前八時三十分（ただし、年間三十日間）は午前七時三十分、年間三十日間から翌午前八時三十分まで	駅前六時三十分（ただし、年間三十日間）は午前五時三十分、年間三十日間から翌午前八時三十分まで 駅前八時三十分（ただし、年間三十日間）は午前七時三十分、年間三十日間から翌午前八時三十分まで	

四 届出年月日

平成二十四年七月九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

平成二十四年八月一日から同年十二月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十二月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

	午前八時三十分から午後九時まで	だし、年間十日間は午前五時三十分）から翌午前八時三十分まで	
	駅前八時三十分から午後九時まで	駅前八時三十分から午後九時まで	

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟  
青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社  
青森市中央二丁目九の八  
代表取締役 川鍋尚弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年八月一日から同年九月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

空間放射線測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

空間放射線測定器 一式

二 納入期限

平成二十五年二月二十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

（一）入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年八月二十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年九月十二日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Continuous type environmental gamma ray monitors

2 Time limit for tender:

12 September, 2012(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

可搬型放射線測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年八月一日

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
可搬型放射線測定器 一式

二 納入期限

平成二十五年二月二十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年八月二十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時 平成二十四年九月十二日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
- 2 Time limit for tender:  
12 September, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact point for the notice:  
Account Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9098

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭